

報告第7号

令和7年度西海市工業用水道事業会計補正予算（第2号）の専決
処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年5月11日

西海市長 瀬川 光之

令和7年度西海市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度西海市工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（企業債の補正）

第2条 令和7年度西海市工業用水道事業会計予算第7条の次に、次の1条を加える。

（企業債）

第8条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 (建設改良)	6,400	証書 借入	年利6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和8年3月31日 専決

西海市長 瀬川 光之